



# 野犬掃とう



## を実施いたします。

今金町全域において、野犬による人や家畜への被害が懸念されております。

このため、今金町畜犬取締及び野犬掃とう条例に基づき、野犬掃とうを下記のとおり実施いたします。

つきましては、野犬掃とう実施期間内における畜犬のけい留（※1）の徹底及び管理に十分留意されますようお願いいたします。

※1 「けい留」とは、おり飼（金網等の隔壁により、人または家畜に危害を加えないようにして飼うことをいう。）または2メートル以内の鎖でつないで飼うこと。

### 記

- |         |            |         |
|---------|------------|---------|
| 1. 実施期間 | 平成28年      | 4月 1日から |
|         | 平成28年      | 9月30日まで |
| 2. 実施場所 | 今金町全域      |         |
| 3. 処分方法 | 薬殺及びその他の方法 |         |

